

[事案 24-130] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 2 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時の説明義務違反等を理由として、契約の無効等を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 12 月に契約した定期保険特約付終身保険につき、①契約時における説明不足（説明義務違反）、②契約後のフォロー不足、③保険料の過大引き去り、④苦情時の保険会社の対応の悪さ、⑤保険会社各部門間における情報共有不足、⑥人事異動や支部統廃合の広報不足、⑦相手方ホームページにおける誇大表示、⑧解約返戻金が少ないこと、⑨配当金が少ないこと、⑩約款の変更が契約者に対して周知徹底されていないこと、を理由に、契約を無効にして既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

申立人が主張する各理由について、当社の落ち度と評価されるような点はない。また、既払込保険料の返還に応じる場合には、契約に無効原因が存在する等の理由が必要であるが、そのような事情は存在しない。よって、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、契約が無効とされるには、契約の要素に錯誤が存在するか、保険会社の欺罔行為により契約させられたので契約を取り消すというように、契約締結時（契約の申込時）において、意思表示（契約の申込）に法律が規定する瑕疵が存在することが必要であることから、申立人が無効の根拠として主張する上記諸点のうち、①の説明義務違反だけが「要素の錯誤」に該当する可能性があるとし、この点に絞って検討した。当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容に基づき審理した結果、下記のとおり、申立人が錯誤に陥っていたと認めることはできず、仮に錯誤に陥っていたとしても、重大な過失があると言わざるを得ないことから、申立内容は認められないとし、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

(1) 申立人は、募集人の説明不足（説明義務違反）により、申立契約の傷害特約について、①ケガをすれば、その程度如何にかかわらず、一律に 500 万円の障害給付金が支払われると思っていた、②身体障害者手帳を取得すれば、当然に 500 万円の障害給付金が支払われると思っていた、③症状固定を基本として保険金（障害給付金）が支払われるとは知らなかった、と陳述する。

(2) 関係証拠によれば、以下の事実が認められる。

(a) 申立契約の申込書の「ご契約のしおり一定款・約款」欄には、これらの書類を受領したことを肯定する申立人の印影が存在する。

(b) 傷害特約に係る約款（障害給付金の支払）には、「被保険者が、・・・給付割合表（別表）に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した…場合に、次条に定める金額の障害給付金を主契約の被保険者…に支払います。」と定めている。そして、障害給付金の額は、「被保険者の身体障害の状態が給付割合表（別表）…に該当する場合には、…災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額」と規定しており、「別表給付割合表」は、身体障害の内容・程度に応じて、身体障害を第 1 級から

第6級に分類し、等級ごとに100%から10%の給付割合を規定している。